

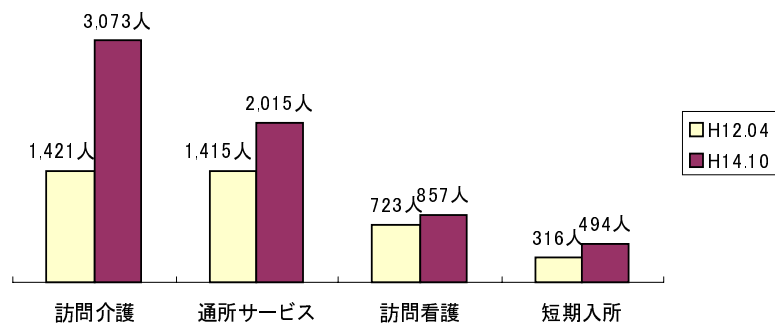
# 介護保険制度の現況

## 訪問介護の利用者数は倍にのびました

介護保険制度の施行以降、介護サービスの利用者数は順調に伸びています。右のグラフは介護保険の主要な居宅サービスについての制度開始当初（平成12年4月）と平成14年10月の利用者数について比較したのですが、訪問介護が約2.1倍に伸びているのを筆頭に、もっとも伸びの鈍い訪問看護でも約1.2倍となっています。

同時期の被保険者数の伸び率が約1.1倍ですから、サービス利用が急速に伸び、介護をする人の負担も軽減されている様子がうかがえます。

主要居宅サービス利用者数の推移



資料：国民健康保険連合会による審査実績（平成12年4月および14年10月利用分）

# これから必要となる介護サービスの規模

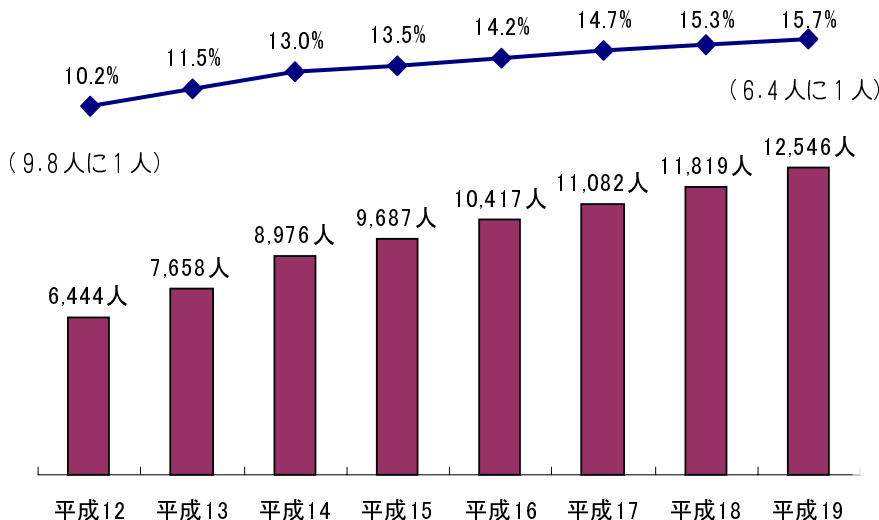
## 被保険者数・要介護認定者数ともに増加の見込み

介護保険サービスの利用者である「要介護・要支援」の人数も、年を経るにつれ増加しており、今後も高齢化の進展に伴い、増加が見込まれます。

平成19年度には、被保険者数は79,800人、要介護認定者数（要支援の人を含む）は、12,546人に達する見込みです。

また、西宮市独自の特色として、比較的要介護度の軽い要支援の人が多いことが挙げられます。

要介護者数の推移と65歳以上人口に占める要介護者数の比率（平成15年以降は推計値）



## これから必要な介護サービス量

平成15～19年度に必要な介護サービスの量を推計しました。居宅サービスについては下表に掲載したサービス量が必要となるものと見込まれます。

施設サービスについても、平成19年度までに必要なサービス量を満たすよう、年次計画を立て、施設整備を進めます。

主要居宅サービスの利用量見込み

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
訪問介護	483,564回	516,519回	531,989回	566,533回	598,903回
訪問看護	52,865回	55,484回	55,693回	58,738回	61,506回
通所系サービス	162,917回	177,232回	185,395回	198,498回	212,410回
短期入所サービス	49,719日	55,023日	57,902日	63,949日	69,937日

施設サービスの利用床数見込みと整備床数

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	利用床数	881床	881床	1,061床	1,106床	1,169床
	新規整備	120床	0床	200床	50床	70床
介護老人保健施設	利用床数	696床	696床	759床	804床	849床
	新規整備	80床	0床	70床	50床	50床
介護療養型医療施設	利用床数	350床	434床	444床	457床	470床
	新規整備	50床	120床	30床	0床	0床

# 65歳以上の人の介護保険料基準額は据え置きました。

## 介護保険料のしくみ

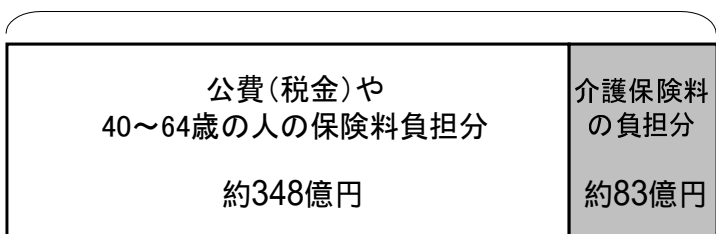
介護保険料は3年ごとに見直すこととされており、今回は平成15～17年度の介護保険料を設定いたしました。

平成15～17年度に必要な費用は、約431億円と見込まれます。

このうち、公費（税）や40～64歳の人の保険料負担で全体の80%程度をまかいますので、65歳以上の人の介護保険料負担は全体の約20%程度となります。

必要な拠出金等も含め、最終的に保険料で負担しなければならないのは3年間で約83億円程度となります。

平成15年度～17年度に必要な介護サービスの費用(約431億円)



65歳以上の人が負担

## 介護保険料の計算

65歳以上の人の負担分（約83億円）を被保険者数で割ると、ひとりあたりの平均介護保険料は3,107円となります。

しかし、西宮市では平成12～14年度の剰余金4億6200万円を取り崩すことにいたしました。

その結果、介護保険料は従来（平成12～14年度）と同額の基準月額2,934円に据え置くことができました。

平成15年度～17年度の介護保険料表

保険料段階	基準	年額	(月額換算)
第1段階(基準額×0.5)	生活保護受給者など	17,600円	(1,467円)
第2段階(基準額×0.75)	市民税世帯非課税者	26,400円	(2,200円)
第3段階(基準額)	市民税本人非課税者	35,200円	(2,934円)
第4段階(基準額×1.25)	市民税本人課税で 合計所得金額200万円未満	44,000円	(3,667円)
第5段階(基準額×1.5)	市民税本人課税で 合計所得金額200万円以上	52,800円	(4,400円)

※保険料段階の基準所得金額は従来の「250万円」から「200万円」に変更されました。